

社会福祉法人立川市社会福祉協議会第6次地域福祉市民活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定する地域福祉市民活動計画（立川あいあいプラン）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき立川市が策定する地域福祉計画を調和して実現させ、もって地域福祉の推進を図るため、第6次地域福祉市民活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 地域福祉市民活動計画及び地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 保健、医療及び福祉に関する団体が推薦する者
- (5) 市民活動・地域活動関係者
- (6) 立川市自治会連合会が推薦する者
- (7) 立川市商店街振興組合連合会が推薦する者
- (8) その他社協会長が認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から次期地域福祉市民活動計画の策定に係る委員会が検討等を開始するまでとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから選出するものとする。

3 部会は委員長が招集する。

(費用弁償)

第7条 委員長には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

2 委員（委員長除く）には、社会福祉法人立川市社会福祉協議会費用弁償規程にもとづく費用弁償を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、立川市社会福祉協議会及び立川市福祉部地域福祉課において処理する

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、立川市社会福祉協議会会长が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年6月1日から施行する。